

2010(平成22)年1月13日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿  
国土交通大臣 前原誠司 殿  
環境大臣 小沢鋭仁 殿  
厚生労働大臣 長妻 昭 殿

## 「建築物等の石綿の調査・分析・管理・除去の促進に関する法(仮称)の 制定」と「バーミキュライト関連の石綿問題」に関する要請

136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
中皮腫・じん肺・アスベストセンター  
所長 名取雄司

TEL 03-5627-6007、FAX 03-3683-9766

136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会  
会長 中村 實寛

TEL&FAX 03-3637-5052

建築物内に事務・配送作業等で勤務し吹き付け石綿の劣化等で中皮腫や肺がん罹患し、厚生労働省が労災認定した人の数は平成19年度までで40名となり、今後一段と増加することが推定される。本年8月大阪地裁において、建物の吹き付け石綿により中皮腫となった賃借人である文具店店主への責任を、建物所有の不動産業者とした判決も下された。建築物の吹き付け石綿等の関連作業に従事し石綿関連疾患に罹患した建設関係者は極めて多く、現在も建物内に残存する吹き付け石綿近隣で不安を抱え補修点検作業を行う実態がある。建築物等の石綿の対策は公的建物でも未だ不十分であるが、民間ではさらに不十分な状態が多く問題とされている。

11月15日講演会・シンポジウム「建築物等の石綿対策等はどうあるべきか」において、建築物等の石綿対策の問題点が多岐に及ぶことが報告された。その結果、建築物等の石綿対策の促進のためには新規法律の制定が必要であり、その内容としては以下の項目が重要と考えられたため、要請する。

### 1. 建築物等の石綿の調査・分析・管理・除去の促進に関する法(仮称)の制定に関して

国全体で省庁間での隙間のない石綿対策を定める「石綿対策基本法」の制定と同時に、主に石綿則レベル1およびレベル2の石綿建材対策を促進するためには、「建築物等の石綿の調査・分析・管理・除去の促進に関する法律(仮称)」(以下「建築物等の石綿対策促進法」と略)の制定が必要である。民主党政案集INDEX2009では、「ノンアスベスト社会の実現」とし

て、「石綿対策総合的推進法を制定し、既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄等一貫した総合対策を実施します。」「必要な場合には新たな法令対応を含めて隙間を埋めていきます。」とされており、是非早急な検討の開始を要望したい。

2. 建築物等の石綿対策促進法では、主にレベル1やレベル2の石綿建材を調査する公的な建物調査士制度を新設していただきたい。
3. 建築物等の石綿対策促進法では、世界の測定法とも対応し主にレベル1やレベル2の石綿建材に関する分析や測定方法、精度管理を推進していただきたい。
4. 建築物等の石綿対策促進法では、適切な建築物等の石綿の管理をリスクに応じて推進することを盛り込んでいただきたい。
5. 建築物等の石綿対策促進法では、主にレベル1及びレベル2の石綿除去作業を施工する石綿除去業のライセンス化を定めていただきたい。国土交通省総合政策局建設業課におかれても、石綿除去業のライセンス化に関する検討を開始して頂きたい。
6. 石綿対策の取り組みに関しては自治体間の差異が指摘されており、建築物等の石綿対策促進法では、自治体の石綿対策の促進に関する事項を盛り込んでいただきたい。
7. 石綿対策の充実には法制定自体よりも、制定後に着実に管理・監督・運用するシステムの構築が欠かせない。特に石綿除去等では遵法意識の少ない企業の問題が指摘されている。厚生労働省、環境省、国土交通省等が、石綿則、大気汚染防止法、建築物等の石綿対策促進法等の法律違反を連携して管理することが重要と思われる。建築物等の石綿対策促進法では、調査・分析・除去について立ち入りを含め管理・監督する部署を国において新設し、調査に際し非営利団体等の民間委員を活用する等、実質的に有効な体制の構築を必ず盛り込んでいただきたい。
8. なお法制定後の運用に際しては、膨大な提出書類や審査期間の長期化等がおきないように配慮していただきたい。
9. 先日報道されたように、公営住宅などで広く利用されている吹付けバーミキュライトなどバーミキュライト製品について、過去の輸入と使用の実態調査、現在の分析方法の再検討、今後の曝露防止対策、過去にバーミキュライト焼成工場関連や運搬等で働いた人の健康影響調査等を緊急に実施して頂きたい。